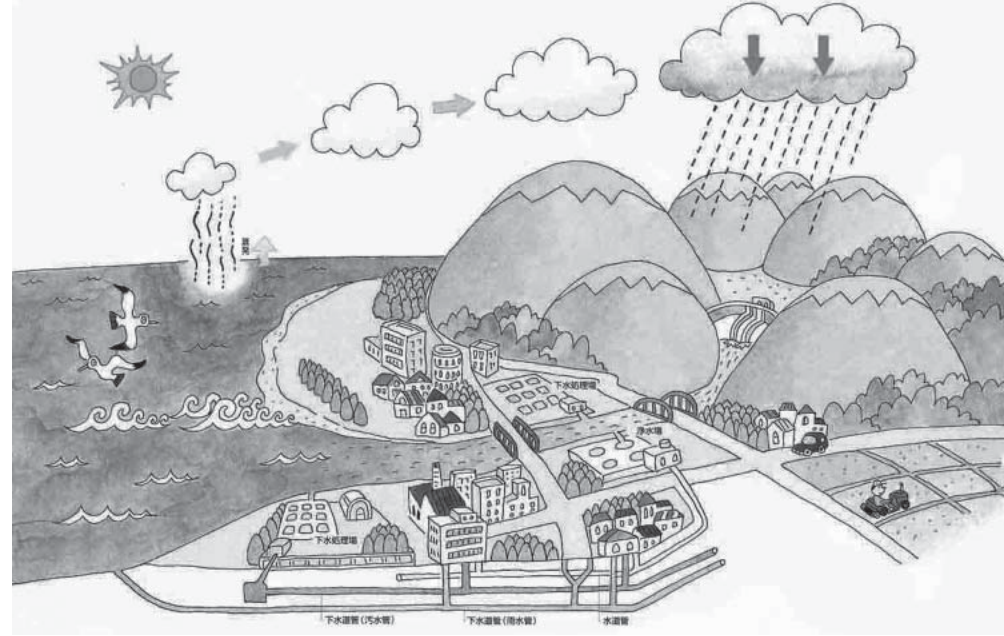


下水道 きれいな水を川に戻そう

下水道は、人が使った後の水（汚水）をきれいにし、川や海に戻す仕組みです。函南町にも下水道があり、毎日毎日汚水運び、きれいにしてから川に戻しています。下水道があればそれぞれの家で汚水をきれいにする必要がなくなるほか、地面の下を汚水が流れるので周辺の環境が良くなります。このように、下水道は環境を守り、私たちの暮らしを支えています。

問合せ先／上下水道課 (979-8118)



◆下水道について

下水道は大きく分けて、汚水を運ぶ「下水道管」と汚水をきれいにする「下水処理場」の2つでできています。

○下水道管とは

下水道管は道路の下に埋まっています。家の近くの道路に函南町のマークが書かれたマンホールはありますか。マンホールがあれば、その下には下水道管が通っています。そのような地域では、汚水を下水道に流すことができます。

下水道管は、さまざまな経路をたどり、下水処理場まで汚水を運びます。

○下水処理場とは

下水道管によって運ばれた汚水

は、下水処理場できれいにします。町の下水処理場は、国道136号線大場川南交差点にある「東部浄化センター」です。東部浄化センターでは、微生物の働きで汚水をきれいにしてから、大場川に流しています。

◆下水道が使えるまで

○下水道工事とは

町では、なるべく多くの人が下水道をできるように、下水道管を埋める地域を決めて順番に工事を行っています。

下水道工事を行うことが決まると、職員が皆さんのお宅に伺い、下水道事業について説明を行います（地域によっては、説明会を実施する場合があります）。

○排水設備工事とは

家庭内の台所、風呂、水洗トイレなどから出る全ての排水（雨水は除く）を、下水道に排出するための設備です。排水が流れる管、その管の合流点や流れる向きが変わる場所に設置する宅内枡を併せて「排水設備」といいます。

排水設備が設置され、下水道が使用できる状態になりましたら、上下水道課の職員が皆さんのお宅に伺い、設置した排水設備が法令に適合しているかどうかの検査を行います。

○下水道への接続の義務

工事が完了し、供用開始された日から6か月以内に排水設備を設置することが条例で義務付けられています。

供用開始後は速やかに排水設備を設置し、下水道に接続してください。

◆負担金（分担金）・使用料

町では、下水道施設の整備や維持管理のため、町民の皆さんに次のような受益者負担金（分担金）や使用料の負担をお願いしています。

○受益者負担金・分担金とは

下水道施設整備費用の負担金として、受益者負担金（分担金）の納入をお願いしています。下水道が整備された土地に、1平方メートル当たり一律180円の費用が掛かります。基本的に土地の所有者に負担をお願いします。5年分割で年4回、全20回に分けて収めていただきます。負担金（分担金）の徴収は、下水道へ接続できるようになった年度から開始され、毎年6月中旬に納付書を送付します。納期前に負担金（分担金）をまとめてお支払いいただくと、割引（前納報奨金）を受けることができます。

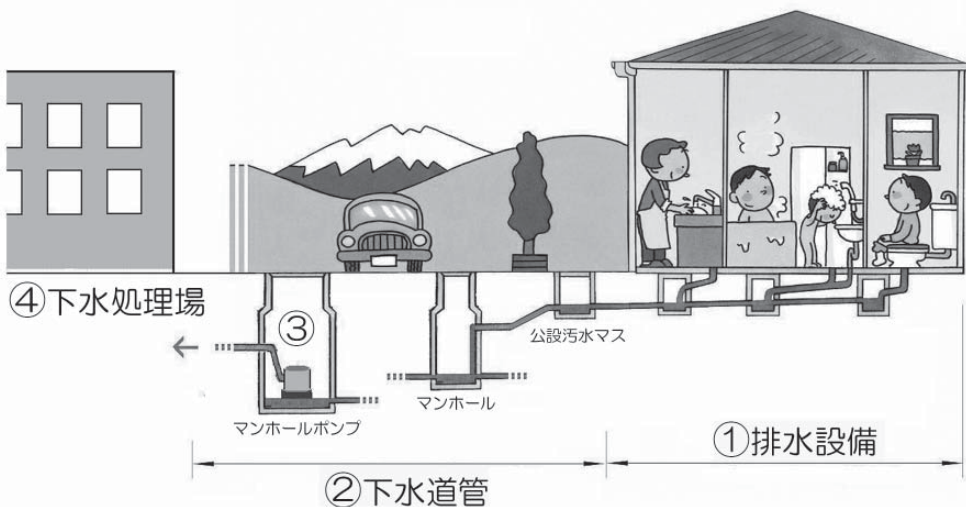
○下水道使用料とは

下水道使用料は、大きく分けて汚水処理費と下水道施設の維持管理費に使われます。汚水処理費は、東部浄化センターの汚水処理にかかる費用で、使用料の大部分を占めています。下水道施設の維持管理費は下水道管の補修、圧送施設の光熱費、点検費などの費用で、これらの経費を賄うために使われています。

下水道使用料

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般用	20 m ³ まで	2,000円 (2,160円)	20 m ³ を超えるもの	100円 (108円)
一時使用	1 m ³ につき			100円 (108円)

基本料金は2か月を基準とする。金額は税抜金額、()内は税込金額。



- ①家庭から出る汚水は、排水設備によって公共下水へ排出されます。
- ②道路の下に埋まっている下水道管により、下水処理場へ運ばれます。
- ③必要に応じて、マンホールポンプにより、高いところへ運ばれます。
- ④下水処理場できれいな水に浄化され、川に放流されます。

衛生的な住宅環境を形成します。

汚れた水が側溝や小川に流れ込むことがなくなるため、蚊やハエなどの害虫が発生しにくくなり、側溝などからのいやな臭いなくなり生活環境が良くなり街がきれいになります。

説明が終わると、工事が始まりま。道路を掘り下水道管を埋めて道路を元に戻す工事を行います。工事中は、大きな音の発生や道路の通行規制などご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。